

JRIS

鉄道車両ートランスポンダ (保安情報伝送装置)

JRIS J 0585 : 2021

(JARI)

令和3年3月25日 改正

日本鉄道車輛工業会規格審査会 審議

(日本鉄道車輛工業会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

日本鉄道車輛工業会 規格審査会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	手塚 和彦	株式会社テス
(委員)	岸谷 克己	国土交通省鉄道局
	宮本 昌幸	明星大学名誉教授
	近藤 圭一郎	早稲田大学理工学術院
	古関 隆章	東京大学大学院
	佐々木 君章	公益財団法人鉄道総合技術研究所
	菊地 隆寛	東日本旅客鉄道株式会社
	遠藤 康信	東京地下鉄株式会社
	土井 賢一	株式会社総合車両製作所
	和嶋 武典	株式会社日立製作所
	四方田 圭一	日本製鉄株式会社
(鉄車工委員)	佐伯 洋	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
(顧問)	溝口 正仁	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
(事務局)	井田 博敏	一般社団法人日本鉄道車輛工業会

日本鉄道車輛工業会 基準整備委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	岩滝 雅人	株式会社日立製作所
(委員)	塚原 克之	川崎重工業株式会社 (2020年10月まで)
	吉川 直樹	川崎重工業株式会社 (2020年11月から)
	長澤 章二	日本車輛製造株式会社
	菅野 直哉	近畿車輛株式会社
	島宗 亮平	株式会社総合車両製作所
	新澤 基彦	新潟トランス株式会社
	土井 裕	三菱重工エンジニアリング株式会社
	北林 英朗	株式会社日立製作所
	鶴田 慎一郎	東芝インフラシステムズ株式会社
	若林 良明	三菱電機株式会社
	梅澤 幸太郎	富士電機株式会社
	佐々木 敏夫	東洋電機製造株式会社
	四方田 圭一	日本製鉄株式会社
	黒光 将	ナブテスコ株式会社
	平本 正幸	日本信号株式会社
	田中 幹男	株式会社京三製作所
(鉄車工委員)	佐伯 洋	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
(事務局)	井田 博敏	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	桑 名 寿	一般社団法人日本鉄道車輛工業会

制 定 : 一般社団法人日本鉄道車輛工業会 会長 制定 : 平成 25.11.11 改正 : 令和 3.3.25

掲 示 : 鉄道車両工業 ; 工業会のホームページ ; URL ; <https://www.tetsushako.or.jp>

発 行 者 : 一般社団法人 日本鉄道車輛工業会

(〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 1-2 NTT-TEL ; 03-3257-1901 NTT-FAX ; 03-3257-3200)

審 査 : 日本鉄道車輛工業会規格審査会

作成委員会 : 当工業会基準整備委員会

この規格についての意見又は質問は、当工業会にお願いします。

なお、この規格は、通常5年を経過する日までに確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 性能	3
4.1 環境条件	3
4.2 システム構成	4
4.3 総合性能	5
4.4 送受信器の機能	5
4.5 車上装置の性能	6
5 構造及び寸法	6
6 塗装	6
7 材料	6
8 試験・検査	6
8.1 試験の分類	6
8.2 試験・検査項目	7
8.3 試験・検査時の環境条件	7
8.4 試験・検査の方法	7
9 包装・表示	9
9.1 包装	9
9.2 表示	9
10 附属品及び予備品	9
11 車上子の取付に関する注意事項	9
附属書 A (規定) 受渡当事者間の協定事項	10
附属書 B (参考) 車上子・接続箱の外形	11
附属書 C (参考) 車上子の取付けに関する注意事項	14
解 説	17

まえがき

この規格は、**JRIS** 整備電気機器部会において改正すべきとの申出があり、“日本鉄道車輛工業会規格（以下、鉄車工規格という。）の制定に関する規程”の規定に基づき、鉄車工規格審査会の審議を経て、日本鉄道車輛工業会会長が制定したものである。これによって、**JRIS J 0585:2018** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。日本鉄道車輛工業会会長及び鉄車工規格審査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JRIS “J シリーズ” 制定の背景

鉄車工規格（**JRIS**）は、国際規格との整合化の方針に沿って 1995 年以降に性能基準化された **JIS** とともに、鉄道車両業界で必要とされる事項を規格として定めることとして、2003 年から制定・登録を行っている。

JRIS “J シリーズ” は、1987 年の民営分割により、旧日本国有鉄道によって制定された鉄道に関わる規格（**JRS**）を継続的に管理する体制がなくなったため、今後も継続して利用する可能性の高い規格を技術の進展に沿った見直しを行った後に、2003 年から鉄車工規格として制定・登録するとともに、その後の技術の進化に対応するため整備を継続しているものである。

なお、“J シリーズ”の規格番号は、前身となる **JRS** 番号とは関連なく定められている。

JRIS は、制定の背景や関係する技術分野に応じて五つに区分した体系で構成されている。この規格の“R シリーズ”のほかにも、“D”、“E”、“J”及び“W”シリーズがある。

鉄道車両—トランスポンダ（保安情報伝送装置）

Rolling stock—Transponders

1 適用範囲

この規格は、車両と地上との間で保安情報を伝送するためのトランスポンダ（保安情報伝送装置）の車上装置の機能、構造及び寸法、並びに地上装置の機能の一部について規定する。

車上装置は、送受信器、車上子及び接続箱で構成する。この規格では、送受信器と接続して車両に対するブレーキ指令の出力と各種機器との間でデータの授受を行う制御器は、対象としない。ただし、送受信器に制御器を含める構成とすることも可能である。

地上装置は、符号処理器、中継器、中継器などに接続される有電源地上子、無電源地上子などで構成されるが、この規格ではATSなどの車上装置との通信に関する仕様だけを規定する。

なお、この規格に関連して受渡当事者間で協定すべき事項を、**附属書 A** に示す。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

- JIS C 0920 電気機械器具の外郭による保護等級（IP コード）
- JIS C 60068-1 環境試験方法—電気・電子—第 1 部：通則及び指針
- JIS E 3013 鉄道信号保安用語
- JIS E 3051 点制御式自動列車停止装置—システム要求事項
- JIS E 4001 鉄道車両—用語
- JIS E 4031 鉄道車両用品—振動及び衝撃試験方法
- JIS E 5004-1 鉄道車輛—電気品—第 1 部：一般使用条件及び一般規則
- JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材
- JRIS J 1038 鉄道車両—トランスポンダ信号ケーブル

規格概要につき以下は省略する。